

地域の発展と災害に備えて

妹背牛町は1月18日、一般社団法人日本ムービングハウス協会と『包括連携協定』及び『災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定』を締結しました。

『包括連携協定』は相互の連携協力のもと、双方の資源を有効に活用し協働することで、地域の課題に適切に対応し、より一層地域の活性化を図ることを目的に、次の8項目を連携事項として締結しました。

- ①地域の資源を活かしたまちづくりに関すること
- ②災害時の対応及び包括的な相互支援に関すること
- ③災害時、被災自治体への包括的な仮設住宅及び施設の支援に関すること
- ④健康福祉及び福祉の増進に関すること
- ⑤文化、芸術及びスポーツの振興に関すること
- ⑥観光の振興に関すること
- ⑦情報提供及び広報活動に関すること
- ⑧その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること



(一社)日本ムービングハウス協会 佐々木代表理事(写真左)と丹野理事(写真右)

また、『災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定』は妹背牛町で大規模災害が発生した際に町からの要請に基づき、応急仮設住宅として、即応性、居住性、経済性に優れた移動式木造住宅「ムービングハウス」の供給について、協力していただくというものです。

妹背牛町は1月19日、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と『大規模災害時における』【相互協力に関する基本協定】及び【樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する細目協定】並びに【道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定】の3つの協定を締結しました。

『大規模災害時における相互協力に関する基本協定』では、3者において大規模災害が発生または発生するおそれがある場合は、町からの要請に基づき、可能な限り情報連絡員の派遣、または3者が相互に連絡体制を確立し、停電情報などの共有を行います。さらに災害の復旧活動に関する作業の実施にあたり、それぞれが持つ「施設・敷地・資材など」の資源提供についての相互協力を行い、住民生活の早期安定を図ります。



北海道電力ネットワーク(株)深川ネットワークセンター 吉田 所長(写真左)

『大規模災害時における樹木・土砂などの障害物の除去作業の支援に関する細目協定』と『大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定』では、【相互協力に関する基本協定】の各条項に基づき、3者それぞれの役割や具体的な実施事項を定め、災害などによる停電発生時や、電力設備の倒壊などにより町が管理する道路の通行に支障が発生した場合、より迅速かつ着実な復旧作業の実施に向けた連携が図られます。